

青森県報

第十号

令和元年
五月二十七日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出…………… (健康福祉課) …… 一
- 右 同…………… (同) …… 一
- 右 同…………… (同) …… 一
- 右 同…………… (同) …… 一
- 生活保護法による施術者の指定…………… (同) …… 二
- 生活保護法による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出…………… (同) …… 二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出…………… (同) …… 二
- 右 同…………… (同) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 三
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高齢福祉保険課) …… 四
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 四
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (会計管理課) …… 四
- 漁船保険付保義務の消滅…………… (三八地域) …… 五
- 漁船保険付保義務の発生…………… (同) …… 五
- 土地改良区の役員の退任…………… (中南地域) …… 五

○土地改良事業の工事の完了…………… (同) …… 六

告 示

青森県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		廃止年月日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法人中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	訪問介護	社会福祉法人中泊町社会福祉協議会小泊町大字小泊字朝間二五	北津軽郡中泊町大字小泊字朝間二五	平成三・三・三一
株式会社ユー	弘前市大字原ケ平二丁目五の三五	訪問看護	訪問看護ステーション	弘前市大字原ケ平二丁目五の三五	三・四・三〇

青森県告示第六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社ユー 五の三五	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
	弘前市大字原ケ平二丁目五の三五	訪問看護ステーション					

青森県告示第六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人中泊町社会福祉協議会	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援事業所	介護予防・日常生活支援事業の種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	訪問型サービス					

青森県告示第六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

うめむら	名 称	所 在 地	施設の種類	廃止年月日
	弘前市大字石渡二丁目一の六	介護老人保健施設		

青森県告示第六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指定年月日
山口 慶太	宮城県仙台市青葉区中山吉成二丁目五の二六	平成三・三・二〇

青森県告示第六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前		円融堂治療院	むつ市金曲三丁目四の二七	

変更後		松尾 圭哉	
円融堂治療院 (大間治療院)	円融堂治療院	むつ市金曲三丁目四の二七	平成三・四・六
下北郡大間町大字大間字大間平二八の一八			

青森県告示第六十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所名称	所在地	廃止年月日
	株式会社ユー	弘前市大字原ヶ平二丁目五の三五				
居宅介護事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所名称	所在地	廃止年月日
	社会福祉法人中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二				

青森県告示第六十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による

る生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	介護予防事業所名称	所在地	廃止年月日
	株式会社ユー	弘前市大字原ヶ平二丁目五の三五				

青森県告示第七十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防・日常生活支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援事業の種類	介護予防・日常生活支援事業所名称	所在地	廃止年月日
	社会福祉法人中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二				

青森県告示第七十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	廃 止 年 月 日
うめむら	弘前市大字石渡二丁目一六	介護老人保健施設	平成三・三・三一

青森県告示第七十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和元年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
株式会社アイビーケア	弘前市大字寒沢町一六の三六		訪問介護	ヘルパーステーション アイビー	令和元・六・一
				弘前市大字千一丁目二の一	

青森県告示第七十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十条の二第四項の規定により公示する。

令和元年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡大間町大字大間字七郎平一・二の六 竹内 正弘 下北郡大間町大字大間字根田内八の一・八四 伊藤 豊一	大間区域 大間漁業協同組合の地区	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまぐろはえなわ漁業

青森県告示第七十四号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

平賀支店	平賀支店	を
平川支店	平川市柏木町藤山	に改め、
	平川市柏木町藤山	

尾上支店

平川市中佐渡南田

を削る。

青森県告示第七十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区においては、令和元年五月二十七日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和元年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名称
階上
はちのへ
百石

青森県告示第七十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和元年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名

加入区の名称

理事	役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
藤田 吉廣			弘前市大字鬼沢字猿沢一七の二	平成三・四・三

三戸郡階上町大字道仏字鹿倉九四の一	畑中 清二	階上
三戸郡階上町大字道仏字泉田窪二の三	北城 一志	
三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五七	黒坂 一男	
八戸市大字湊町字縄張五	榎本 誠一	はちのへ
八戸市大字白銀町字右岩淵通一六の五	五戸 敏晴	
八戸市大字大久保字坂ノ脇一五の八	河村 吉則	
上北郡おいらせ町一川目三丁目七三の七六	沖田 民男	百石
上北郡おいらせ町一川目一丁目七三の二〇〇	工藤 徳康	
上北郡おいらせ町松原一丁目一六四	北向 清吉	

出 先 機 関

土地改良区の役員
の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、鬼沢橋木土地改良区から、次のとおり役員
の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年五月二十七日

中南地域
県民局長 小 野 正 人

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和元年五月二十七日

中南地域県民局長 小野 正 人

福 館	庄司川上堰 幹線用水路	地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了 年月日
	経営体育成基盤整備事業（一般型）（農業用排水施設）（暗渠排水）		水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	平成三・三・二六
				三・三・二六

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭